

# 社会福祉法人藤の実会

## 定款施行規則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人藤の実会（以下「法人」という。）定款第34条の規定に基づいて、法人の運営、管理および業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 運営の原則

#### (福祉サービスの質の向上と透明性の確保)

第2条 法人は、定款第3条に定める福祉サービスの質の向上を図るために、法令その他の定めるところにしたがって、苦情の解決やサービス内容の評価をはじめとする適正な運営を図るものとする。

2 法人は、事業経営の透明性の確保を図るために、自主的に情報を開示するものとする。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第3章 役員及び役員等

#### (役員及び役員等の範囲)

第3条 役員とは、定款第5条第1項で定める者をいう。

2 理事のうち1名、専務理事として非常勤として法人実務につくことができる。

3 役員等とは、前項で定めるほか、定款第13条第1項及び第三者相談委員会規程第3条第1項第1号で定める者をいう。

#### (役員等の報酬等)

第4条 役員等の報酬（以下「報酬等」という。）の支給額は、別表1のとおりとする。

2 報酬等には、費用弁償及び旅費を含むものとする。

(役員を選任等及び役員等の任免等)

第5条 定款第7条により委嘱又は選任された役員は、3日以内に理事長あてに就任承諾書及び履歴書を提出するものとする。また、第3条第2項にいう役員等についても同様とする。

2 役員等の任免は、理事会の議決を経て、理事長が行う。

3 第1項に定める書類の様式は、様式第221号、様式第222号及び様式第223号のとおりとする。

4 役員等は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ書面をもって理事長に届け出るものとする。

5 役員等に欠員が生じたときは、速やかにこれを補充するものとする。

#### 第4章 理事会

(議決事項)

第6条 理事会で決定すべき法人の業務は、別表2のとおりとする。

(報告事項)

第7条 理事会へ報告すべき法人の業務は、別表3のとおりとする。

(理事会の招集)

第8条 定款第9条に定める理事会は、書面をもって招集日の3週間前までに各理事及び各監事に通知するものとする。

2 招集日の1週間前までに、各理事及び各監事に提出議案書及び報告案件書を送付するものとする。

(議長の公平性)

第9条 理事会の公平性及び円滑化を図るため、議長はその都度選出しなければならない。

(関係者の出席)

第10条 理事長が必要があると認めるときは、あらかじめ法人職員の出席を求めることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、理事会に諮って関係者の出席を求め、審議内容について説明を求めることができる。

(欠席理事への報告)

第 11 条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後 14 日以内に送付するものとする。

(議事録)

第 12 条 作成した議事録は、諸規定にしたがって速やかに届出等を行うとともに、提出議案書及び報告案件書等を保存しなければならない。

2 前項による議事録は、各役員に供覧させるとともに、当該理事会終了後 30 日以内に各役員へ送付するものとする。

## 第 5 章 評議員会

(評議員会)

第 13 条 定款第 13 条より第 17 条に定める評議員及び評議員会について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

(欠席評議員への報告)

第 14 条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後 14 日以内に送付するものとする。

## 第 6 章 監査

(監 査)

第 15 条 定款第 11 条に定める監査について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

## 第 7 章 理事長の職務

(理事長の職務の代理)

第 16 条 定款第 10 条で定める理事長の職務の代理については、別表 4 のとおりとする。

(事務の専決)

第 17 条 理事長が専決することのできる事務は、別表 5 のとおりとする。

## 第8章 法人事務局

### (法人事務局)

第18条 定款第12条第1項及び第3項により、法人に、法人事務局を置く。

2 法人事務局職員は次のとおりとし、職員の中から理事長が任免する。ただし、事務局長については、理事会の議決を経て理事長が任免する。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局員 若干名

3 経理規程に定める会計責任者は事務局長が兼務することとし、出納職員は前項の事務局員のうちから1名を理事長が任免する。

4 法人事務局は、理事長の命を受け、理事長及び役員を補佐するとともに、法人の業務を処理する。

5 法人事務局職員の業務及び職務分掌については、経理規程の定めるところによるほか、別に定める。

## 第9章 事業経営協議会及びサービス管理責任者連絡会

### (事業経営協議会)

第19条 法人に、事業経営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、理事長の命を受け、法人事業及び施設の経営状況の把握及び分析を行い、効率的かつ適正な事業の推進を図ることを目的とする。

3 協議会は理事長が招集し、主宰する。

4 協議会は、隔月1回の定例会とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、協議会に関係職員の出席を求めて説明させることができる。

5 協議会の構成は、別表6のとおりとする。

6 協議会の各構成員は、協議会に付議された事項について速やかに関係職員に周知させるとともに、実施を要する事項についてはその実施を促進しなければならない。

7 協議会の事務は、前条で定める法人事務局が担当し、協議会終了後速やかに議事録及び報告書を作成し、理事長の決裁を受けなければならない。

### (サービス管理責任者連絡会)

第20条 法人に、サービス管理責任者連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会は、理事長の命を受け、法人事業利用者への福祉サービスにおける各事業所間の調整・連絡を図ることを目的とする。

3 連絡会は、ところざわ学園サービス管理責任者が招集し、主宰する。

- 4 連絡会は、毎月1回の定例会とする。ただし、ところざわ学園サービス管理責任者が必要と認めるときは、連絡会に関係職員の出席を求めて説明させることができる。
- 5 連絡会の構成は、別表7のとおりとする。
- 6 サービス管理責任者は、連絡会に付議された事項について速やかに関係職員に周知させるとともに、実施を要する事項についてはその実施を促進しなければならない。
- 7 ところざわ学園サービス管理責任者は、連絡会終了後速やかに議事録及び報告書を作成し、理事長の決裁を受けなければならない。

## 第10章 衛生委員会

(衛生委員会)

- 第21条 労働安全衛生法第18条に基づき、法人が運営する事業のうち、対象の事業所については衛生委員会（以下、「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、労働安全衛生法第10条に基づき選任された総括安全衛生管理者の命をうけ、以下の事項を調査審議し、法人に対し意見を述べることを目的とする。
    - (1) 職員の健康障害防止のための基本政策
    - (2) 健康保持増進のための政策
    - (3) 労働災害原因調査・再発防止策で、衛生に係るもの
    - (4) その他、職員の健康障害の防止・健康の保持増進に関する重要事項
  - 3 委員会は総括安全衛生管理者が招集し、主宰する。
  - 4 委員会は、毎月1回の定例会とする。
  - 5 委員会の構成は、別表8のとおりとする。
  - 6 委員会の運営について重要事項は、委員会が定めなければならない。
  - 7 委員会開催後速やかに、委員会の議事の概要を理事長に報告するとともに職員に通知しなければならない。
  - 8 委員会の議事で重要なものについて記録を作成し、3年間保存しなければならない。

## 第11章 資産の管理及び会計

(資産の管理及び会計)

- 第22条 法人の資産の管理及び会計については、法令等及び定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

## 第 12 章 法人の設置・受託する施設等

(法人の設置・受託する施設等)

第 23 条 法人の設置・受託する施設等及びそれらに係る規則・規程は、別に定める。

## 第 13 章 法人の行う社会福祉事業等

(法人の行う社会福祉事業等)

第 24 条 法人は、定款第 1 条に定める社会福祉事業及び定款第 27 条に定める公益事業を行う。

2 法人の行う第二種社会福祉事業及び公益事業に係る必要な事項については、別に定める。

(その他運営に必要な事項)

第 25 条 この規則に定めのない事項について必要あるときは、理事長が定める。

## 附 則

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(改正) この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(改正) この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

(改正) この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(改正) この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

(改正) この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(改正) この規則は、平成 15 年 10 月 21 日から施行する。

(改正) この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(改正) この規則は、平成 17 年 9 月 20 日から施行する。

(改正) この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(改正) この規則は、平成 20 年 5 月 29 日から施行する。

(改正) この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(改正) この規則は、平成 22 年 10 月 22 日から施行する。

(改正) この規則は、平成 25 年 10 月 21 日から施行する。

(改正) この規則は、平成 25 年 12 月 6 日から施行する。

(改正) この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (役員等の報酬等)

報酬	理事長	年額 70,000 円
	理事長職務代理	年額 30,000 円
	理事	年額 10,000 円
	監事	年額 10,000 円
	評議員	年額 10,000 円
	第三者委員	年額 10,000 円
	専務理事	報酬については、別途定める。
費用弁償		1回につき 4,000 円 ただし、評議員は、3,000 円
旅費		職員旅費規程を準用する。

別表2（議決事項）

理事会で決定すべき法人の業務は、次のとおりとする。

- 1 事業計画、予算
- 2 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 3 事業報告、決算
- 4 定款、定款施行規則の制定又は改廃
- 5 施設の許認可関係並びに定員の増減及び休廃止
- 6 事務局長及び施設長の任免、その他重要な人事
- 7 基本財産の取得、処分、担保の提供等
- 8 不動産の借入、返還
- 9 資金の借入、返済
- 10 法人の運営に係る会計への補助金に関する事項
- 11 施設の運営・管理に関する諸規則・諸規程の制定又は改廃
- 12 理事長が締結する、施設用財産に係る主要な契約及びその他主要な契約
- 13 寄附金の募集に関する事項
- 14 合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属
- 15 新たな事業の経営及び受託
- 16 各引当金の目的外使用及び繰越金の取崩し
- 17 その他、法人の事業の運営及び業務に関する重要な事項
- 18 評議員会の運営に関わる事項



別表 3 (報告事項)

理事会へ報告すべき法人の業務は、次のとおりとする。

- 1 定款第 9 条の規定により理事長が専決した事項
- 2 監事による監査結果
- 3 監督官庁及び埼玉県知事が実施した施設指導監査又は検査・調査の結果
- 4 施設間運営連絡協議会に関する事項
- 5 苦情の解決やサービス内容の評価に関する事項
- 6 各施設の運営状況及び事業の進捗状況
- 7 その他、役員から報告を求められた事項

別表 4 (理事長の職務の代理)

理事長職務代理者

指 名	第 1 順位	理 事	新井正則
指 名	第 2 順位	理 事	斎藤高史

別表5（事務の専決）

理事長が専決することのできる事務の範囲は、次のとおりとする。

なお、以下に掲げる処分、支出、契約等については、理事長個人が特別な利害関係を有する場合においては、理事会において選任する他の理事が理事長職務代理人として専決する。

- 1 職員（事務局長、施設長及び非常勤等職員を除く）の任免に関する  
こと。
- 2 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 3 設備資金の借入に係る契約であって、予算の範囲内のもの。
- 4 工事又は製造の請負については 30 万円以上 250 万円未満の契約、食料品・物品等の買入れについては 30 万円以上 160 万円未満の契約を締結すること。
- 5 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分・売却等のための支出で、1 件あたりの金額が 160 万円未満であるもの。  
ただし、施設運営に重大な影響があるものを除く。
- 6 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が、500 万円未満のものの売却又は廃棄等に関すること。  
なお、法人運営に重大な影響がある固定資産を含まない。
- 7 予算上の予備費の支出。
- 8 寄附金の受入れに対する決定。  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 9 役員等、事務局長及び施設長の出張命令及び復命に関すること。
- 10 事務局長及び施設長の服務に関する許可及び承認等の決裁に関する  
こと。
- 11 その他、必要と認められる日常の軽易な業務。

別表6（事業経営協議会）

事業経営協議会の構成は、以下のとおりとする。

法	人	理 事 長
	〃	理事長職務代理者
	〃	専 務 理 事（※在任の場合）
	〃	事 務 局 長
	〃	施 設 長
	〃	課長職以上の役職者

別表7（サービス管理責任者連絡会）

サービス管理責任者連絡会の構成は、以下のとおりとする。

ところざわ学園	サービス管理責任者
「所沢市立はばたき」	サービス管理責任者
「所沢市立ゆきわり草」	サービス管理責任者
ケアホームふじのみ	サービス管理責任者
さぼっと	コーディネーター
かがやき	サービス管理責任者

別表8（衛生委員会）

衛生委員会の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 総括安全衛生管理者又はそれ以外の者で事業の実施を統括管理する者
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 対象事業所の職員で、衛生に関し経験を有する者
- (5) 作業環境測定士（ただし、作業環境即測定士については、任意に指名できるとされ必ず指名しなければならない者ではない。）